

### 3条第3項関係

## 農地法第3条許可申請に必要な書類（農地所有適格以外の法人用）

申請の際は以下の書類全て揃え毎月15日までに提出してください。15日が閉庁日の場合は直前の開庁日が締切日となります。

申請の都度下記の書類が原則として全て必要になります。

	書 類	部 数	備 考	窓 口
1	申請書	1		農業委員会
2	土地の登記事項証明書	1	3ヶ月以内の全部事項証明	法務局
3	住民票の写し。戸籍の附票等	1	譲渡人の現住所と土地の登記事項証明書の住所が異なる場合 (コピーしたものによる提出も可。ただし提出時に原本を提示すること)	市民窓口課等
4	営農計画書	1	現在の状況、今回取得する農地での営農計画等	
5	使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項	1	別紙様式	
6	法人の定款	1	原本証明必要	
7	法人の登記事項証明書	1	3ヶ月以内の現在事項 全部証明書	法務局
8	解約条件などの条件付契約書の写し	1	別紙様式参照	
9	地域との役割分担確約書、協定書	1		
10	業務執行役員（支店長等）であることの証明書	1	法人代表者発行	
11	耕作証明書	1	譲受人の住所が長野市外の場合	
12	委任状及び確認書	1	確認事項を委任状に記載した場合には確認書は不要	